平成２３年（フ）第２６５７号
北海道江別市幸町30番地の７　イメージ307―303号室
債務者　小玉　道子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６８７号
札幌市東区北31条東１丁目６番15号　コーポ宮下31―203号
債務者　中村　幸恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３７号
札幌市中央区南10条西９丁目１番51―101号
債務者　石塚江里奈（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７２号
群馬県伊勢崎市安堀町112番地３　ジーエスハイツ101
債務者　ピビリ　ファン（ＰＩＶＩＲＩ　ＦＬＯＲＥＳ　ＪＵＡＮ　ＡＮＴＯＮＩＯ）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
群馬県伊勢崎市安堀町112番地３　ジーエスハイツ101、外国人登録原票上の住所群馬県伊勢崎市今泉町１丁目24番地12　メゾンモテギⅡ９
債務者　吉岡ミツエ（ＭＡＲＴＩＮＥＺ　ＹＯＳＨＩＯＫＡ　ＤＥ　ＰＩＶＩＲＩ　ＪＥＳＳＩＣＡ　ＭＩＴＳＵＥ　ＴＡＴＩＡＮＡ）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
群馬県前橋市広瀬町３丁目31番地16
債務者　クボタロジェリオタケオ（ＫＵＢＯＴＡ　ＲＯＧＥＲＩＯ　ＴＡＫＥＯ）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
群馬県伊勢崎市田部井町３丁目2655番地１　レオパレスドルフⅡ110
債務者　新井　　礼
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
埼玉県比企郡小川町大字木部245番地１
債務者　田口　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４２７号
埼玉県比企郡小川町大字木部245番地１
債務者　田口　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９４０号
千葉県市川市南行徳４丁目８番７号　ローズアパートＱ13―207号、申立時の住所千葉県船橋市西船７丁目７番40―208号
債務者　石毛　弘美（旧姓荒谷）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地５棟304号
債務者　河原　千尋
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９４号
京都市西京区上桂前田町９番地１　ハイツ藤103
債務者　竹中　克豊
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０４号
京都市山科区東野八反畑町21番地25　プルシャン山科102号
債務者　湯浅　隆司
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０６号
京都市右京区西京極三反田町18番地９　カルモ中村104
債務者　麺屋新座・麺屋忍座こと　山岸　　新
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９２号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町34番地25　ヤサカ七本松社宅107
債務者　仲川　文庸
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
北海道室蘭市陣屋町３丁目13番８号　村井方
債務者　稲垣みどり
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
福島県喜多方市松山町村松字小荒井道西496番地１
債務者　鈴木　敏子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係